

＜交付申請書提出にあたっての注意点＞

1. 交付申請書の添付書類についての留意事項

添付書類	留意事項
① 口座振替依頼書兼 債権者登録票	必要事項を記入のうえ、通帳等の写しと併せて提出してください。
② 通帳等の写し	振込先口座の金融機関名、店舗名、預金種目、口座番号、口座名義人名カナ及び口座名義がわかるものを提出してください。
③ 補助対象事業に要する経費 を支払ったことがわかる書 類（領収書又は通帳の写し）	品目、金額及び支払い先がわかること。通帳の写しで品目、金額及び支 払い先がわからない場合は、振込明細書等の補足書類を提出する必要があり ます。
④ 検査済証の写し（建築基準法 によるもの）	※建築確認申請の必要がない住宅の場合は不要です。
⑤ 工事監理報告書の写し	建築士法に基づく様式で、建築士が作成するものを提出してください。
⑥ 完成した住宅の写真 （カラー印刷可）	外観（1枚以上）及び内観（1枚以上）が、それぞれわかるものを提出 してください。カラー印刷での提出も可能です。なお、白黒印刷や不鮮明 なものは、認められません。
⑦ 省エネ性能基準を有してい ることを証する書類の写し （いずれか一つ）	（1）住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定による「設計住宅性 能評価書」又は「建設住宅性能評価書」（断熱等性能等級5以上かつ一 次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの）の写し （2）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による「B E L S」による省エネルギー基準の認証（断熱等性能等級5以上かつ一 次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの）の写し （3）長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による「長期優良住 宅建築等計画認定通知書」の写し （4）都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による「低炭素建築物新 築等計画の認定通知書」の写し （5）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による「性 能向上計画認定通知書」の写し （6）適合証明機関が発行するフラット35S適合証明書及び竣工現場検 査申請書・適合証明申請書（すべての面）またはフラット35S設計検 査に関する通知書及び設計検査申請書（すべての面）（断熱等性能等級 5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの）の写し （7）その他知事が認める書類の写し
⑧ 工事請負契約書 又は 不動産売買契約書の写し	契約日、金額及び契約者がわかるものを提出してください。
⑨ 住民票の写しの原本	住宅の購入の区分で申請する場合は、 <u>今回取得した家の所在地に住所を 変更した住民票（発行後1ヶ月以内のものに限る。）</u> を提出してください。 （新築の区分で申請する場合は、提出不要です。）

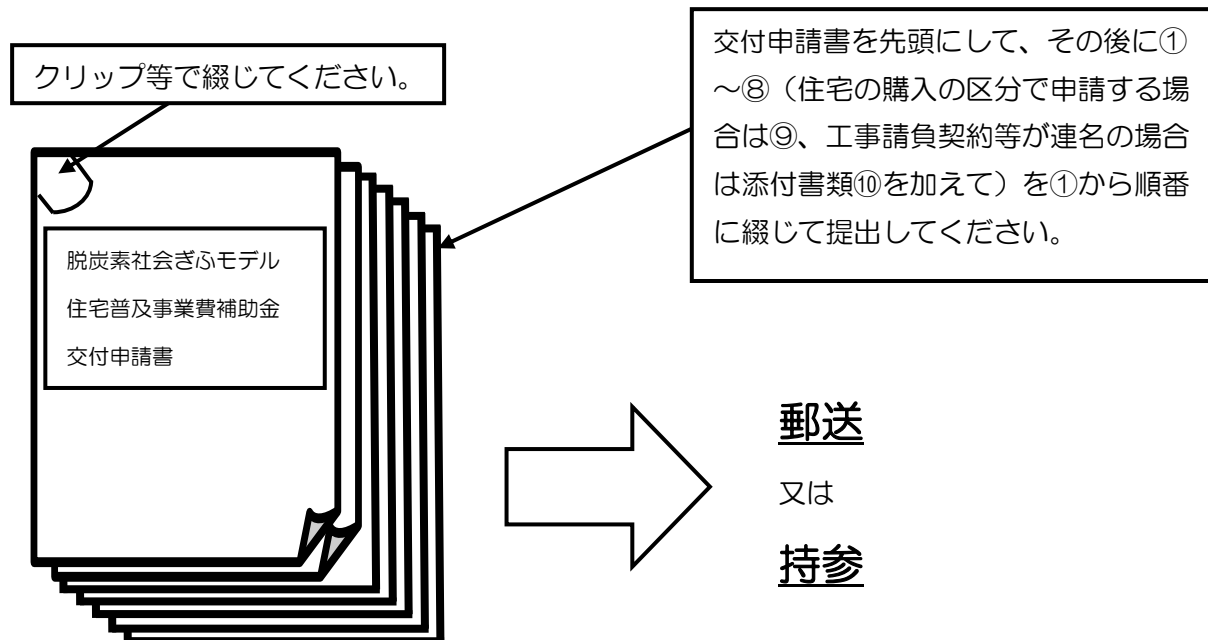
（工事請負契約又は売買契約が連名の場合）

⑩ 同意書	交付申請者以外に工事請負契約者又は不動産売買契約者がいる場合 は、その者の同意書を添付してください。（県様式）
-------	--

2. 添付書類の綴じ方について

交付申請書の後に、添付書類①～⑧（住宅の購入の区分で申請する場合は⑨、工事請負契約等が連名の場合は、添付書類⑩を加えて）を①から順番に左上にクリップ等で綴じて、郵送又は持参のうえ提出してください。

(イメージ図)



3. 交付申請書の提出について

【提出期限】 補助対象事業の事業完了日（事業完了日が承認決定日より前の場合は、当該承認決定日）から起算して1月以内又は、令和8年2月20日のいずれか早い日＜県必着＞

【提出先】 岐阜県 都市建築部 住宅課 住宅企画係

【提出部数】 1部

【提出方法】 ○郵送の場合

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県都市建築部住宅課住宅企画係宛て
（個人情報ですので、簡易書留、レターパック等を利用ください。）

○持参の場合

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。